

議案第 33 号

第 10 次三朝町総合計画の一部変更について

第 10 次三朝町総合計画の一部を変更することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 21 年三朝町条例第 18 号）第 1 号の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日

三朝町長 吉 田 秀 光

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第1章の「1. 観光業の振興」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 観光・交流推進体制の整備

- ・多様な観光志向化、外国人観光客の増加、地域情報の発信などに対応するため、さらに温泉街や温泉街周辺を整備するとともに、さまざまな観光客に対応するための集客施設を整備するなど景観に配慮しながら、町並み整備を進めます。
- ・周辺市町との観光資源の連携と活用により、県中部地域での宿泊拠点としての広域観光地づくりを推進します。

② 観光・交流資源の掘り起こし

- ・豊かな自然と特徴ある地域資源を生かしていくため、地域にある人材と物を資源として、歴史や文化、伝説などを掘り起こし、各地域協議会などと連携して観光資源としての活用を推進し、町の魅力向上につなげます。

③ 誘客宣伝活動の強化

- ・すべての町民が町を売り込むセールスマンであるという視点に立ち、多様なメディアを活用したPRと公共交通事業者をはじめとする民間事業者などとの連携したセールスプロモーションによりPR活用の強化を図ります。
- ・三朝温泉に整備された情報発信機器などを活用したデジタルでの情報発信の充実と、口コミ、接客、コミュニケーションなどを通じて日本遺産をはじめとする町の観光情報を観光客に伝えることによって、もてなし向上を図ります。
- ・訪日する外国人に、日本遺産となった三徳山、三朝温泉の歴史文化と特徴的なラドン温泉効果などを情報発信するとともに、パンフレット、看板の多言語化やクレジットカード対応機器の整備など、外国人を意識した環境整備を進め、外国人観光客の誘客を促進します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
国内年間宿泊者数	350,000	340,000	360,000
現代湯治による宿泊者数	13,000	17,000	22,000
外国人宿泊者数	1,200	9,000	10,000

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第1章の「2. 農林業の振興」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 農林業の担い手対策

- ・ がんばる地域プラン事業を継続して実施（H31年度まで）し、プランに基づいた町独自の担い手基準による支援の拡大や、担い手同士の相互支援体制の構築など、三朝スタイルの支援を具体化します。
- ・ 果樹、畜産について、担い手農家の状況に応じて適切な支援を継続して行っていきます。新規就農者については、農業所得や地域との連携などを確保できる就農計画の作成・実践を支援し、各関係機関と連携して取り組んでいきます。
- ・ 三朝町水田農業担い手協議会を組織し、担い手同士の連携・情報交換を図り、元気づくりを促進します。
- ・ 農家のニーズに応えるメニューの構築と、それに対応した体制づくりを並行して進めることが必要です。
- ・ 町内のほかの担い手農家との連携を図り、受託農地や受託作業の調整・再配分の機能を発揮することにより、遊休農地の維持管理を進めるとともに、集落単位への新たな支援（維持管理業務、交付金等代行業務など）の可能性について、具体的な模索を行っていきます。
- ・ 三朝温泉との連携による特選三朝米ブランド化促進協議会を組織し、温泉を絡めた情報発信と直売事業の強化を進めるなかで、中核的な役割を担います。
- ・ 生産と販売、地域振興をキーワードに、新しい組織体制を模索していきます。
- ・ 森林ITCの整備・活用により、森林の「見える化」を図り、計画的な森林整備を目指します。
- ・ 農産物では、美味しい三朝米の振興策や梨の新品種の導入など、JA鳥取中央・鳥取県と連携しながら、有利な生産・販売体制に努めるとともに、小規模兼業農家による野菜などの多品目少量生産による直売を推進します。また、地大豆「三朝神倉」など、三朝ブランドの農作物を育てるため、生産基盤作りを図ります。さらに、観光との連携による地産地消の推進など、他業種との連携を図ります。

② 農産物と森林資源

- ・ 本町人工林面積の半分以上は40年生を越えています。従来からの保育を中心とした施業に加え、公共建築物の木造化施策などを踏まえ、資源の有効活用を図り、個人有林、公有林および分収造林での搬出間伐、適期の伐採により木材を供給し、山元へ還元して林業の活性化に努めます。
- ・ 森林の持つ多面的機能を検証し、観光や教育、資源活用など膨大な森林資源の新たな活用を目指します。

③ 自然環境保全と農林業

- ・ 中山間地域を維持し環境を守る役割も担っている農業。豊かな水源を育み国土の保全など多面的な機能を維持・強化する営みでもある林業。共に農作物、木材などの生産活動を行

いながら他の重要な役割を担っています。私たちが暮らす貴重な自然環境を今後も守り続けるため、活力ある農林業振興策を推進します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
認定農業者数	16	20	30
農業生産法人数（法人）	2	3	5
集落営農組織数（集落）	6	7	15
間伐面積（h a）	0	210	300

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第1章の「3. 商工業の振興」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 時代変化に即した商業活動の促進

- ・商工会との連携のもと、経営指導の強化を図るとともに、後継者の育成、地元商店ならではの商品やサービスの提供などを促進し、地産地消を進めます。
- ・厳しい経営環境を踏まえ、融資制度の周知と活用を促進し経営の安定化を促します。
- ・観光地としての消費力を生かすため、商店街の景観整備や空き店舗活用を行い、農林業と連携して、個性ある商店と魅力ある商品づくりを促します。

② 既存企業への支援および地場産業の育成

- ・町内の既存企業を、より魅力ある就業の場とするため、施設・設備の近代化を支援し、就業環境の整備を推進します。
- ・若い経営者が地域産業の伝達や新たな技術開発に取り組める基盤づくりを進めていくことで、魅力ある就業基盤をつくります。

③ 新規企業の立地促進

- ・広域連携による企業誘致活動を展開し、若者に魅力ある新規企業の立地促進に努めます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
町内事業数 商業 (社)	70	50	55
町内事業数 工業 (社)	11	8	8

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第1章の「4. 雇用対策の推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

雇用機会の確保と雇用の促進

- ・ 県やハローワークなど、関係機関との連携のもと、求人者への情報提供や相談、職業能力開発への支援等を行い、地元あるいは通勤圏域事業所への働きかけなどを行い、若者の地元就業の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。
- ・ 町内事業所の魅力を高め情報発信していくことによって、町内事業所への町民の雇用促進に努めます。
- ・ 町内事業所への町民の就業促進を目指し、新規就業者の育成期間における支援制度を創設するなど、雇用しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 町内事業所における中学生や高校生の勤労学習機会を推進し、町の担い手である若者の町内事業所への就業率の向上に努めます。
- ・ 定住自立圏の協定によって、魅力のある優良企業の誘致に努めます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
事業所従業者数 商業	327	236	250
事業所従業者数 工業	255	223	223

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「1. 子ども支援の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 子育て支援指針の充実

- ・子ども・子育て実情に即した子ども支援を計画的に推進するため、平成27年3月に「三朝町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は次世代育成支援対策推進法における必要事項を盛り込む方向で検討を進めます。

② 子ども環境の整備

- ・子どもたちが安心して伸び伸びと暮らせる環境づくりを推進します。なお、放課後児童対策については「小学校統合」とそれに伴う「放課後児童対策のあり方」を並行して協議・検討を行うべき課題であることから、国が示した「放課後子ども総合プラン」に基づく施設整備を推進します。
- ・子どもたちの心と身体の成長に応じた健康の保持・増進に向け、健康管理はもとより、心の教育や食育など、関係機関と連携し総合的な取り組みを推進します。

③ 子育て家庭への支援

- ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、子育て支援情報を網羅したポータルサイトを活用し、子育て支援メニューの積極的活用を推進するとともに、健康管理に関する支援や各種相談、支援体制の充実を図ります。
- ・多様なニーズに即した保育サービスの充実、子どもの養育に対する支援や助成の充実など、子育て家庭への経済的支援を行うとともに、ポータルサイトによる子育て支援メニューの活用推進、さらに、子育て支援拠点での悩み相談や保健師による育児指導などの機能強化を図ることで、利用しやすい安心して子育てできる環境を整えます。

④ 地域ぐるみの子育て支援

- ・「笑顔いっぱい子育て支援のまち宣言」の基本理念に基づき、子どもを生き育てやすい環境づくりを町ぐるみ、地域ぐるみで推進します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
ファミリー・サポート・センター会員数	5	35	70
出生率の増加（千人当たりの人数）	8.4	6.2	7.1

第 10 次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第 3 編第 2 章の「2. 教育の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 学校教育充実・強化のための支援

- ・子どもたちがわかる授業を展開するためには教職員の資質向上が不可欠であり、研修の促進や、教材備品などの整備、ICT教育の環境整備を行っていきます。
- ・学校教育に必要な人的支援(複式解消、支援員など)に努め、児童生徒が集中して学習することができるよう、個に応じたきめ細かな指導ができる体制づくりに努めます。
- ・管理職のリーダーシップのもと、学校評価をさらに充実させ、やる気に満ちた教職員集団の形成を図ります。

② 学校・家庭・地域が一体となった教育の充実

- ・学校から家庭、地域への情報発信を積極的に行い、開かれた学校づくりを推進します。
- ・家庭、地域と連携を取り、学校教育への参画を推進し、家庭教育力・地域教育力の向上に努めます。

③ 特別支援教育の指導体制の確立

- ・発達障がいを含む、すべての障がいのある幼児・児童・生徒の一貫した支援を行うため、保小中の連携をさらに図り、特別支援教育の指導体制の充実や環境整備に努めます。
- ・保護者、地域から出される要望や課題などに対する相談活動の充実に努めます。

④ 教育環境整備の充実

- ・学びやすい環境で教育が受けられるよう、施設整備を行うなど教育環境整備を計画的に行います。
- ・学力向上の推進とふるさとみさを愛する子どもたちを育成するため、最善の教育の在り方を基本として、子どもたちに夢のある 3 小学校の統合を実現します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
児童生徒の学校生活満足度 (%)	88.0	90.0	100

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「3. 青少年の健全育成」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 非行防止活動などの推進

- ・ 青少年からの相談体制を充実させるとともに、非行防止活動や環境浄化活動を推進し、青少年の悩みへの対応や非行の防止に努めます。

② 家庭・地域教育の支援

- ・ 家庭が本来の機能を発揮できるように、親と子がともに成長していけるよう家庭や地域における学習機会の充実を図ります。
- ・ 広報や啓発活動などを通じ、青少年の健全育成に関する情報提供を行うことによって、町ぐるみで青少年の健全育成を支援していく取り組みを進めると同時に、組織の改革を行い、実行性のあるものとします。

③ 地域活動などへの参加促進

- ・ 青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が体験・交流活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・ 地域活動への青少年の参加を促進し、青少年が自らの体験を通して地域を理解し、地域に誇りと愛着を持てるような取り組みを進めます。

④ 世代間交流・異年齢交流の促進

- ・ 世代間交流・異年齢交流の促進に向けて、新たな取り組みを検討します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
青年ボランティア団体（高校生ボランティア育成）	1 団体 18 人	2 団体 20 人	3 団体 40 人

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「4. 健康づくりの推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 健康づくり推進体制の充実

- ・実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に推進するため、特定健康診査等実施計画の適宜見直しを行います。

② 地域ぐるみの健康づくり活動の推進

- ・各年代における「元気増進」に向けた人づくり、場づくり、仕組みづくりを検討します。
- ・年代の健康、医療状況などのデータを利用し、各ライフステージにおける健康課題を分析し、広報・啓発活動を含めたより効果的な事業を実施します。

③ こころの健康づくり、感染症予防対策の推進

- ・こころの健康づくりに対する町民への正しい知識の普及啓発および関係機関とのネットワークの構築に取り組みます。
- ・新興感染症や結核などの再興感染症に関する正しい知識の普及や感染拡大防止体制の充実について、中部圏域で協調しながら行います。

④ 医療体制の確保

- ・高度化、多様化する医療ニーズに対応できるよう、町内外との医療機関との連携や広域的連携のもと、救急医療体制を含めた地域医療体制の維持・充実に努めます。
- ・三朝温泉にある医療機関および旅館と連携しながら、ラドン温泉医療システムの確立を目指します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
健康づくりリーダーの育成 (人)	22	210	500
特定健診受診率 (%)	31.0	35.0	65.0

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「5. 障がい者支援の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 障がい児・者への理解と支援推進体制の充実

- ・障がい者に対する町民の理解を一層深めるため、広報や啓発活動、福祉教育などを推進します。
- ・実情に即した施策を推進するため、障がい福祉計画を3年ごとに見直します。

② 地域における生活支援体制の確立

- ・生活支援、相談体制のネットワーク化とケアマネジメントの体制の整備を図り、総合的な自立支援システムの定着を図ります。
- ・地域自立支援協議会を中心とした地域課題解決のシステムを推進します。

③ 生活環境の整備

- ・障がい者の地域生活への移行を視野においた地域理解への啓発と安全対策、居住支援の充実を進めます。

④ 就労支援に係る相談支援の充実

- ・障がい者に対するさまざまな施策を推進していくためには、地域生活支援センターの位置付けが重要であることから、窓口としての機能を充実します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
地域生活支援センターの設置(箇所)	1	1	1

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「6. 高齢者支援の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 元気な高齢者の創出

- ・高齢者が元気で生き生きと暮らしていけるよう、地域における高齢者の活躍の場を拡大し、社会参加を促進します。

② 高齢者や介護者への支援体制の充実

- ・住み慣れた自宅や地域での暮らしを継続できるよう、日常生活圏域の地域特性を考慮しながら、町内の福祉資源を活用した地域密着型サービスや生活支援などの計画的な整備を推進します。

③ 介護保険制度の円滑な推進

- ・介護保険申請および認定調査の適正化を継続し、介護保険制度の公平性を確保します。
- ・在宅高齢者における日常生活自立支援のための適正なケアプラン作成を支援します。

④ 介護予防の推進

- ・地域ケア会議を通して地域の福祉関係者とケア方針の検討や情報の共有を図ります。
- ・対象者へのアプローチとして直接訪問し、参加を呼びかけます。地域支援事業の事業内容を検討し、介護保険の対象とならない高齢者や今後介護保険の対象となる恐れのある高齢者のニーズに対応できるよう、体制の強化を図ります。
- ・包括支援センターが認知症サポーター養成講座を行うとともに、町内事業所が行う場合も協働して行います。
- ・成年後見ネットワーク倉吉や市民団体などと連携を図り、成年後見制度の利用促進を行います。高齢者虐待防止に関する研修を、町内福祉従業者を対象に実施します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
認知症サポーター数	232	450	800
二次予防事業対象者数	38	60	100

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「7. 地域福祉の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 地域福祉体制づくりの推進

- ・社会福祉協議会や社会福祉法人などとの連携のもと、啓発活動や福祉教育、福祉イベントなどをおして町民の福祉意識の高揚を図ります。
- ・町民の主体的な活動を地域福祉の重要な担い手として位置づけ、身近な地域を単位とした地域福祉体制づくりを促進し、支え合い助け合う地域づくりを進めます。
- ・NPO法人やボランティア団体などの地域福祉活動を促すとともに、愛の輪訪問員をはじめとした近隣住民による要援護者などの見守り活動を支援していきます。

② 福祉サービスの充実

- ・地域福祉活動計画、障がい者計画、高齢者福祉計画などの連携により、一元化した福祉サービスの提供と、満足度の高い福祉サービスの充実に努めます。
- ・町民が福祉サービスを安心して利用することができるよう、関係機関・団体などが一体となった総合的な相談および情報提供体制の整備を図ります。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
地域福祉ボランティア会員数	321	290	350
愛の輪訪問員	50	40	40

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「8. 消防、防災の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 消防団等組織の強化

- ・地域や集落の人口動態や将来人口規模などを想定し、前期計画期間内で示された消防団体制を検証するとともに、地域防災計画を実行するための消防施設や設備の充実を図ります。
- ・広域常備消防や救急体制のさらなる充実を進めるとともに、大規模災害に対応した防災、消防体制の強化を図ります。

② 自主防災意識の育成

- ・広報、啓発活動の推進や防災訓練の実施などを通じ、日ごろの防災意識を高めることで地域住民の育成を図ります。
- ・地域や集落ごとの自主防災体制を検討し、実態に即した初動体制を整えます。

③ 総合防災体制の強化

- ・実情に即した防災の町づくりを推進するため、あらゆる場面や状況を想定し、地域防災計画等における指針の見直しを適宜行います。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
火災件数	2	3	0
火災警報器の設置率 (%)	86.8	90.0	100

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「9. 防犯、消費者、交通安全対策の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 防犯対策の促進

- ・関係機関や団体と連携を図りながら、啓発活動を促進し防犯意識の高揚を図るとともに、地域での自主的な防犯意識を高める取り組みを進め、防犯体制を強化します。
- ・街灯の適正配置に努めるなど、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。
- ・観光地における犯罪を未然に防止し、誰もが安心して生活できる犯罪のない町として啓発活動を行います。

② 消費者対策の充実

- ・高齢者をはじめ、町民が消費トラブルに巻き込まれないよう、消費者相談機能を充実させるとともに、啓発活動を促進します。

③ 交通安全対策の促進

- ・町交通対策協議会やPTAなど、関係機関や団体との連携を図りながら、交通安全町民運動を展開し、町ぐるみで交通安全教育の強化を図ります。
- ・危険個所の調査を行いながら、必要な箇所の整備をはじめ老朽した施設の更新を行い、交通安全施設の整備を計画的に進めます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
交通事故件数	9	7	0
交通死亡事故件数	2	1	0
刑法犯認知件数	33	34	20

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「10. 道路、交通網の充実」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 国道、県道の整備促進

- ・JRや高速バス、空路の促進など、観光地として身近で便利な交通網として整備されるよう、関係機関と連携して整備促進に努めます。
- ・国県合同要望会や県との意見交換会を行い、各路線の整備促進や修繕が必要な箇所に対応について国・県と連携し安全な通行の確保を図ります。

② 町道の整備促進

- ・道路施設点検の結果を反映した計画的な維持修繕を行い、安全性の向上を図ります。
- ・降雪による交通の障害や高齢者の生活不安、通勤通学への支障をきたさないよう、町民と行政の協働によって、克雪対策に取り組みます。

③ 農道、林道の整備促進

- ・新たな林道の整備や危険箇所の修繕を行い、資源を生かした農林業振興と自然・歴史・文化などの多様な地域資源を観光などにも結びつけるため、安全に利用できる農林道の整備管理に取り組みます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
町道改良率 (%)	60.2	60.3	61.0
町道舗装率 (%)	84.3	84.4	85.0

第 10 次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第 3 編第 2 章の「11. 公共交通の確保」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① バス路線の維持、利用促進

- ・子どもや高齢者などの日常生活に欠かせない交通手段として、関係機関と連携のもとバス路線の維持・確保に努めます。
- ・定住自立圏域における連携や J R、バス事業者などとの連携を図りながら、利用実績および利用者ニーズを把握することによって、運行系統やダイヤの充実に努めます。
- ・交通事故の減少など、バス利用のメリットに着目し、利用が増えるための制度を検討していくとともに、P R活動を推進し、バスの利用促進に努めます。

② 公共交通システムの確立

- ・国の生活交通路線維持への運行補助制度を活用する一方で、町営バスの運行や民間委託などの方策を検討し、本町に合った公共交通方策の導入を進めます。
- ・交通空白地域について、地域や N P Oなどと協働しながら、地域の実情に合った支援策を検討します。
- ・バス路線が、観光の二次交通として利用されるための仕組み作りや優遇制度などを検討します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
広域路線バス・単町運行路線便数	18 系統 76 便	18 系統 76 便	18 系統 76 便

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「12. 上・下水道の安定確保」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 上下水道施設の整備充実

- ・ 上水道の老朽管を計画的に取り替えるほか、下水道については、長寿命化計画により下水道施設の改修を行います。
- ・ 災害時の応援給水、災害時の復旧は引き続き水道協会鳥取県支部、中部管工事組合と連携し、迅速に応援給水の対応、復旧工事を行います。
- ・ 上水道の新水源を調査し、安定した取水体制を目指します。

② 上下水道事業の健全運営

- ・ 施設管理ができる職員の育成を図るほか、施設管理などの維持管理費、人件費など事業費用の内容について精査し、健全運営のできる料金体系を検討します。

③ 全町下水道化の促進

- ・ 公共下水道および集落排水処理施設区域における未接続世帯の接続を推進するとともに、個別合併処理浄化槽の整備を促進し、全町下水道化を目指します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
上水道管路の耐震化率 (%)	1.0	2.0	5.0
下水道・集落排水施設接続率 (%)	93%、87%	95%、90%	97%、93%

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第2章の「13. 定住の促進、住環境の整備」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 集落機能の維持に向けた施策の展開

- ・ 町外からの定住促進と地域の活力向上に向け、町民等との合意形成を図りながら、空き家バンク事業の継続と不動産情報を提供できる取り組みを検討し、活用可能な住宅や土地情報を希望者に提供していくことによって、定住の促進に努めます。
- ・ 町内移住に対する問い合わせや希望が三朝温泉に近い所であることを考慮し、住宅建設分譲地や住宅を検討します。
- ・ 本町への定住を希望するJ Iターン者が、地域住民と融和しながら町内に住み続けていくことができるよう、定住コーディネーターを養成、配置していくなど、相談機能の充実を図り、集落との調整を図ります。
- ・ 地域協議会や集落などとも連携していきながら、地域の人材や資源を活用した取り組みを進め、U J Iターン者が魅力を感じ、住み続けていくことができる環境づくりを目指します。
- ・ 過疎化が進む集落の機能を維持させていくため、同地域の資源や活用方策を研究し支援します。

② 定住促進に向けた施策の展開

- ・ 就学支援や就業支援、子育て支援、住宅支援など、定住促進に効果的な支援制度について一体的な取り組みを進め、本町に“住みたい”と思える町づくりと、本町に“住んでみたい”と思える特色ある町づくりを目指します。
- ・ 住宅支援について、若年層の住宅新築・購入などに補助金を上乗せするような制度見直しや、「ラドン温泉」と「長寿」に着目した移住者の受け入れ制度などを検討します。
- ・ 県や中部全体で開催する婚活イベントやセミナーへ、本町の独身男女が積極的に参加できる体制を築き、成婚率を上げる取り組みを行います。
- ・ 情報基盤を活用し、時代に即した環境に対応しながら、“住みたい町・三朝町”のPRを進めるほか、新たな住居対策を企画して、BIG相談会や全国移住ナビなど、三朝町の魅力を広報していきます。
- ・ 町民が元気に生活しながら、あらゆる分野で地域活性化に取り組むことができる事業を推進します。

③ 住宅施策に対する指針の策定

- ・ 実情に即した住宅施策を総合的に進めるため、後継者の定住やU J Iターン者の定住対策の指針となる計画を策定します。
- ・ 町内での住宅新築者に対する町産材の提供など、支援策を検討します。
- ・ 地震による建築物倒壊などの被害から生命財産を守るため、三朝町耐震改修促進計画の見直しを行うとともに、国・県の補助制度拡大などに柔軟に対応し目標達成に努めます。

④町営住宅の整備

- ・地震による倒壊などの危険性は診断・補強によりなくなったものの、耐用年数を超える住宅が約7割を占めようとしている現状の中、環境の改善と更新コストの縮減を目指すため、点検および早期の修繕・改善を計画的に行うための町営住宅長寿命化計画を策定し、住環境の整備とコスト縮減に努めます。
- ・少子高齢化が進む中、地域の実情と時代のニーズに沿った住宅建設が望まれているため、三朝町地域住宅計画を策定し、三朝町が抱える課題に即した地域優良賃貸住宅などの建設を検討します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
社会動態増減数（転入者数－転出者数）	△ 72	△ 76	0
町営住宅戸数	88	88	88
町営住宅の入居率（％）	94.3	97.7	98.9

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「1. 活力ある地域づくりの推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 地域拠点施設の整備支援

- ・ 公共施設等総合管理計画により、適切な施設管理を行います。

② 地域協議会を活動主体とする支援

- ・ 地域協議会が主体となり、教育・文化・福祉・防災・環境などについての取り組みを実施できるよう支援します。
- ・ 地域独自の取り組みや新たな活動が展開できるよう支援します。

③ 地域連携意識の啓発

- ・ 地域協議会連絡会を開催し、各課からの連絡要望事項など連携を図るとともに、各地域協議会での連携を図ります。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
地域協議会活動拠点施設（箇所）	6	6	6
地域・集落協働活性化事業（団体）	0	6	6

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「2. 協働の町づくりの推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 広報・公聴活動の充実

- ・より見やすく親しまれる広報紙づくりを行うとともに、各種の情報媒体を通じた広報活動の一層の充実を図ります。

② 情報公開の推進

- ・公正で開かれた町政を推進するため、町民への説明責任を果たすことはもとより、個人情報の保護に留意しながら、情報公開を推進します。

③ 町民および民間団体などの参画、協働の促進

- ・行政が行うことと、町民あるいは民間団体等が行うこととのすみ分けを明確化し、指定管理者制度の活用や民間委託の推進などにより、公共施設の整備および管理や、公共サービス提供などへの町民あるいは民間団体などの参画と協働を促進します。
- ・各種行政計画の策定や評価、見直しへの町民参画と協働体制の充実を図り、政策形成段階からその見直しまでの町民の参画と協働を促進します。

④ 地域づくり団体等の育成

- ・情報提供や学習機会の提供、交流の場の提供などを通じ、今後の町づくりの担い手となる地域づくり団体、ボランティア団体、NPOなどの育成支援に努めます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
NPOを含む町づくり団体数(団体)	46	46	51

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「3. 人権の尊重」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 人権学習の充実

- ・ 町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活における人権侵害や差別、不合理に気付く視点を持ち、反差別の人権感覚を育てていくための学習を推進します。

② 町ぐるみの実践活動の展開

- ・ 学習で深めた人権意識を知識として留めるだけでなく、日常生活の中で実践できるよう、町ぐるみであらゆる差別と偏見を許さない人権感覚を育てます。

③ 人権教育・啓発推進体制の充実

- ・ 日常生活の中で常に人権感覚を磨くことができるよう、家庭や学校、地域や職域等、町ぐるみの人権教育と啓発推進体制を整え、効果的かつ継続的な推進を目指します。また「人権学級（部落学級）」の運営の在り方と推進員体制を見直します。
- ・ 人権擁護委員や民生委員、児童委員などと連携を図りながら、きめ細かな相談体制を整え、問題の早期解決に向けるほか、人権擁護などの取り組みにおける充実化を図ります。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
人権学級への参加者数	650	629	900
町民人権集会への参加者数	250	230	400

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「4. 男女共同参画社会の実現」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

①政策、方針決定などへの男女共同参画の推進

- ・ 審議会などへの女性の参画を進めます。
- ・ 地域や各種団体での方針決定過程について、女性の参画拡大を目的とした広報や啓発を行います。

②性別による固定的役割分担に基づく社会の制度や慣行の見直し

- ・ 町の広報紙、ホームページを積極的に利用した啓発活動や情報提供を行います。
- ・ 町が発行する印刷物などに、性別による固定的な役割分担意識を連想させるような表現を使用しないよう努めます。

③教育、学習機会の充実

- ・ 人権学級などを活用した研修を行います。
- ・ 生涯学習を充実（講座の充実）させます。

④女性に対する暴力のない社会の実現

- ・ 被害者、加害者などの相談体制を充実させます。

⑤女性の健康の支援

- ・ 母子保健事業を充実させます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
各種委員の男女割合 (%)	12.0	17.0	40.0

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「5. 生涯学習の推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 町民の学習参加意欲の向上

- ・ 広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどの活用を図り、効果的に学習情報を提供することによって、町民の学習参加意欲の向上を図ります。

② 人材の活用と活動の場の充実

- ・ 高齢者の活躍の場としての視点を持ち、新たな指導者の発掘と育成を図るとともに、学校教育部門とも連携を図りながら活躍の場の確保に努めます。
- ・ 学習内容を充実していくため、既存施設の有効活用に努めます。
- ・ 各種の学習活動団体や各地域協議会との連携を図りながら、地域の実情に即した生涯学習推進体制の整備を進めます。

③ 魅力ある学習機会の提供

- ・ 社会情勢の変化や地域の特性、町民ニーズを的確にとらえながら、特色ある講座や教室の開催に努めます。
- ・ 各地域協議会との連携を図り、学習機会を増加するとともに、学習成果の地域への還元を見据えた生涯学習環境を整えます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
生涯学習講座の開催回数	14	42	40
みささ図書館貸出冊数	120,000	120,000	120,000

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「6. スポーツ活動の推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① スポーツ活動の普及と推進

- ・各種団体の協力体制を確立し、講習会や大会などを開催するとともに、誰でも気軽に参加できるスポーツ環境を整備します。
- ・町民の自発的なスポーツ活動を促進するため、各種スポーツ団体の活動に対する支援充実を図ります。
- ・スポーツリーダーとなるスポーツ推進委員などの確保と育成に努めます。

② 多様なスポーツ活動の普及

- ・生涯スポーツ振興の観点から、年齢に関係なく誰でも生涯にわたって気軽に親しむことができるニュースポーツの普及を図ります。特に、住民ニーズへ配慮しながら、スポーツ推進委員が中心となって企画立案し推進していきます。

③ 社会体育施設の利用促進

- ・老朽化の状況や利用ニーズを踏まえ、既存施設の長寿寿命化を計画的に進めていくとともに、管理運営体制の充実を図り利用促進に努めます。

④ 町民運動会の復活

- ・地域協議会への働きかけを行い、町民が心を一つにして熱い思いを取り戻す機会として町民運動会の復活を目指します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
町体育行事への参加者数	2,000	2,800	3,000
社会体育施設の利用者数	23,000	25,000	30,000
町民運動会開催回数	0	0	1

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「7-1. 文化の振興」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 文化団体などの支援と後継者育成

- ・ 町民の自発的な文化芸術活動を促進するため、町文化団体連絡協議会などと連携しながら文化芸術団体の育成を図ります。
- ・ 文化芸術団体のリーダーとなる指導者、多様化する町民ニーズに対応できる指導者の確保と育成に努めます。また、文化活動を積極的に周知することによって、町民の文化芸術活動への参加促進を図り、住民活動に寄り添う支援と活動拠点の確保に努めます。

② 文化芸術機会の充実

- ・ 町文化団体連絡協議会や各地域協議会などと連携を図り、町総合文化ホールや各地域協議会を拠点とした文化芸術事業を充実させる取り組みを進めます。住民活動に寄り添う支援と活動拠点の確保に努めます。
- ・ 町民の参画と協働の視点で、誰もが気軽に文化芸術に触れることのできる環境づくりを目指します。

③ 文化施設の整備充実

- ・ 三朝町総合文化ホールは、貸館事業を主体として、年間を通じた事業を展開します。三朝オペレーター倶楽部の充実を図るため、会員募集を実施し、利用しやすい施設を目指します。県文化施設協議会との連携により、研修などを実施し、舞台技術の向上を図ります。
- ・ 三朝町多目的展示施設は、文化・観光施設としての役割を果たし、町民はもとより観光客にも愛される施設として管理運営を行うため、指定管理者による運営を継続するほか、計画的に施設改修し長寿命化を図ります。
- ・ 安全で快適な文化施設を目指すため、公共施設の長寿命化対策として三朝町総合文化ホールや三朝町多目的展示施設の大型改修を計画的に行い、利用者の増加と、三朝町へのさらなる集客促進により、地域住民の活性化と住民福祉の向上につなげます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
文化サークル団体数、加入者数	23 団体 250 人	24 団体 220 人	24 団体 250 人
町総合文化ホール利用者数	43,000	35,000	45,000

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「7-2. 文化財の保護・活用」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

①文化財の調査

- ・三徳山世界遺産登録運動の一環として、三徳山・小鹿溪を中心に、自然と歴史についての総合的な調査研究を実施します。
- ・町内の文化財の調査を実施し、その価値を正しく認識します。
- ・文化財の保存管理状況について適時調査を実施し、把握に努めます。

②文化財の保護

- ・調査の結果を踏まえ、町指定にふさわしい価値が認められる未指定の文化財については指定を行い、適切な保護を図ります。国・県指定にふさわしい優れた価値が認められる町指定や未指定の文化財については、国・県に指定を働きかけます。
- ・文化財の修理などを行う所有者などに対し、助言や経済的な支援を行います。また、文化財の保存伝承のために制度の見直しを行います。
- ・三徳山・小鹿溪の管理団体として、適切な管理を行うとともに、保存管理計画の見直しと策定を進めます。

③文化財の活用

- ・文化財の価値の周知を通じて、町民の文化財に対する理解を助けるとともに、町外への情報発信を行います。
- ・「日本遺産」というブランドを観光分野に生かすべく、観光関係者と連携を図り、三徳山と三朝温泉を結ぶストーリーについて情報提供を行います。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
町、県、国文化財数（件）	55	81	91

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「8. 国際化、交流活動の推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 国際化、交流活動の推進

- ・ 幼児、学校教育における国際交流員や外国語指導助手の活用などによる幅広い教育の充実やフランス語教室の充実などにより、将来を担う国際人の育成に努めます。
- ・ 国際感覚豊かな人材育成のため、中・高校生などの留学制度のPRおよび活用の促進を図ります。
- ・ 町民主体の交流活動を推進するため、活動の中心となる民間団体の育成を図ります。
- ・ 国際交流事業に関する情報提供を行い、町民の参画を促進します。

② 外国人に優しい町づくりの推進

- ・ 居住する外国人や訪れる外国人が行動しやすい開かれた町づくりに向けて、多言語版の生活ガイドブックの作成、外国語併記の案内標識を設置します。

③ 幅広い交流の展開

- ・ 町の活力が生まれるよう、地域や町民を主体とした交流を推進します。
- ・ 世代間の交流を積極的に支援します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
国際交流員、外国語指導員助手人数	2	2	3
国際交流人口（友好姉妹都市交流者含む）	1,000	1,000	1,000

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第3章の「9. 環境保全、資源の活用」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

①環境保全対策の推進

- ・ごみの自家処理の奨励や、分別収集の徹底、再生資源の有効活用、また、不必要なものは買わない、買い物時にはマイバックを持参するなど、ごみに対する意識の向上を目指した啓発活動を行い、ごみの減量化と、循環型社会への取り組みを推進します。

②地球温暖化防止対策の推進

- ・省エネルギー運動の促進、水力・太陽光発電などの新エネルギーの利用促進を図るなど、エネルギー消費量の削減に向けた取り組みを推進します。
- ・地球温暖化防止計画に基づき、行政が率先して温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組むことはもちろん、家庭や事業所における対策の啓発および実践活動の促進に努めます。

③景観保全対策の推進

- ・景観保全に取り組んでいる自主的な活動を支援するとともに、全町が一体となって景観保全に向けた取り組みを進めます。
- ・景観行政団体として、後世にわたって町の景観を保全していきます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
ごみ年間総処理量 (千人当たり : t)	300	251	250
一般廃棄物リサイクル率 (%)	27.0	28.0	35.0

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第4章の「1. 情報化の推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 情報通信基盤の充実と活用

- ・町民が町政に気軽に参画・協働することができるよう、情報基盤の内容充実と有効活用を図ります。
- ・全国に地域情報やイベント情報を発信し、効果の高い観光PRなどを展開します。
- ・情報関連学習を進め、情報化に対応した人づくりと、情報コンテンツの拡充を図りつつ、環境整備と併せて推進します。

② 情報化の推進による行政サービスの向上

- ・電子自治体の構築をさらに進めるため、情報システムを集約するとともに、既存ネットワークの維持・充実に努め、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により効率的な行政サービスを提供します。さらに、これにより取得する個人番号カードの普及と、各種証明書の交付が可能なコンビニ交付の実施を目指します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
携帯端末を用いた情報提供システムの構築	0	5	5

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第4章の「2. 計画的な自治体経営の推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 行政組織・機構の見直し

- ・多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、適時、組織などの見直しを行い、町民の視点に立ったサービスを迅速に提供でき、より効果的・効率的な業務体制が可能な組織体制の構築に努めます。
- ・職員数の適正化、職員給与の適正化に努めます。
- ・人事評価制度を適切に運用し、人材育成に取り組みます。

② 行政事務の効率化

- ・保育園など公共・行政施設への民間活力の導入を検討します。
- ・地域協議会やNPO法人などへの行政事務の委託を検討します。
- ・公共料金や公共事業における受益者負担の在り方を検討します。

③ 財政運営の効率化

- ・補助金における在り方の見直しや民間委託を推進するなど、事務事業の見直しを図ります。
- ・使用料や手数料などの受益者負担を見直し、自主財源を確保します。
- ・効果的な徴収を行うため、継続して鳥取中部ふるさと広域連合に徴収委託し、税負担の公平性を確保し、効率的な徴収に努めます。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
職員数の削減	103	99	95

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第4章の「3. 広域連携の推進」の項中(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 主要施策

① 中部圏域市町などとの連携

- ・ 周辺市町との連携のもと、鳥取中部ふるさと広域連合広域計画に基づき、広域施策、共同事業の効率的な推進に努めます。
- ・ 倉吉市との定住自立圏構想などにおける具体化の動向を勘案しながら、今後の広域行政の在り方について検討し、それに基づく取り組みを推進します。
- ・ 県および市町の連携・共同事務の検討を進め、それに基づく取り組みを推進します。

② 県境を越えた交流の促進

- ・ 鳥取・岡山県境連携推進協議会での取り組みなど、県境を越えた隣接市町村とも連携を図りながら、共通課題の解決や地域の魅力向上に向けた取り組みを推進します。

③ 中部医師会立三朝温泉病院の機能充実支援

- ・ 「疾病予防」と「元気増進」の両面から、当該医療機関などとの連携を強化し、事業を展開します。

(5) 施策目標

施策目標	H22 年度当初	H27 年度見込	H32 年度目標
定住自立圏構想協定実施項目	0	40	88

第10次三朝町総合計画の一部を次のように変更する。

計画中、第3編第5章の「基本計画における施策目標一覧表」を次のように改める。

基本目標と政策	政策実現のための 施策	施策項目	当初数値	中間見込	最終目標
			H22年度	H27年度	H32年度
【第1章】 皆が“誇りをもって 活躍できる”町 ・観光地三朝の確立 ・三朝ブランドの確立 ・就労の場づくり ・産業の担い手の育成	①観光業の振興	国内年間宿泊者数	350,000人	340,000人	360,000人
		現代湯治による宿泊者数	13,000人	17,000人	22,000人
		外国人宿泊者数	1,200人	9,000人	10,000人
	②農林業の振興	認定農業者数	16人	20人	30人
		農業生産法人数	2法人	3法人	5法人
		集落営農組織数	6集落	7集落	15集落
		間伐面積	—	210ha	300ha
	③商工業の振興	町内事業所数（商業）	70社	50社	55社
		町内事業所数（工業）	11社	8社	8社
	④雇用対策の推進	事業所従業員数（商業）	327人	236人	250人
		事業所従業員数（工業）	255人	223人	223人
	【第2章】 皆が“安全で安心して 暮らす”町 ・子育ての支援 ・教育の充実 ・健康、福祉の充実 ・安全な生活環境 ・生活基盤の維持 ・新規居住者の受け入れ	①子ども支援の充実	ファミリー・サポート・センター会員数	5人	35人
出生率の増加（千人当たり）			8.4人	6.2人	7.1人
②教育の充実		児童生徒の学校生活満足度	88%	90%	100%
③青少年の健全育成		青少年ボランティア団体	1団体18人	2団体20人	3団体40人
④健康づくりの推進		健康づくりリーダーの育成	22人	210人	500人
		特定健診受診率	31.0%	35.0%	65.0%
⑤障がい者支援の充実		地域生活支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所
⑥高齢者支援の充実		認知症サポーター数	232人	450人	800人
		二次予防事業対象者数	38人	60人	100人
⑦地域福祉の充実		地域福祉ボランティア会員数	321人	290人	350人
		愛の輪訪問員	50人	40人	40人
⑧消防、防災の充実		火災件数	2件	3件	0件
		火災警報器の設置率	86.8%	90.0%	100%
⑨防犯、消費者、交通安全対策の充実		交通事故件数	9件	7件	0件
		交通死亡事故件数	2件	1件	0件
		刑法犯認知件数	33件	34件	20件
⑩道路、交通網の充実		町道改良率	60.2%	60.3%	61.0%
		町道舗装率	84.3%	84.4%	85.0%

基本目標と政策	政策実現のための 施策	施策項目	当初数値	中間見込	最終目標
			H22 年度	H27 年度	H32 年度
【第2章】 続き	⑪公共交通の確保	路線バス運行路線便数	18 系統 76 便	18 系統 76 便	18 系統 76 便
		上水道管路の耐震化率	1%	2%	5%
	⑫上・下水道の安定確保	上水道施設接続率	93%	95%	97%
		集落排水施設接続率	87%	90%	93%
	⑬定住の促進、住環境 の整備	社会動態増減数	△72 人	△76 人	0 人
		町営住宅戸数	88 戸	88 戸	88 戸
町営住宅の入居率		94.3%	97.7%	98.9%	
【第3章】 皆が“主役で地域を 大切にする”町 ・生涯全員参加の場づくり ・芸能、文化、スポーツの振興 ・集客、交流の拡大 ・自然環境の保全と活用	①活力ある地域づく りの推進	地域協議会活動拠点施設	6 施設	6 施設	6 施設
		地域・集落協働活性化事業	0 団体	6 団体	6 団体
	②協働の町づくりの 推進	NPOを含む町づくり団体数	46 団体	46 団体	51 団体
		③人権の尊重	人権学級への参加者数	650 人	629 人
	④男女共同参画社会 の実現	町民人権集会への参加者数	250 人	203 人	400 人
		⑤生涯学習の推進	各種委員の男女割合	12.0%	17.0%
	⑥スポーツ活動の推進	生涯学習講座の開催回数	14 回	42 回	40 回
		みささ図書館貸出冊数	120,000 冊	120,000 冊	120,000 冊
		⑥スポーツ活動の推進	町体育行事への参加者数	2,000 人	2,800 人
	社会体育施設の利用人数		23,000 人	25,000 人	30,000 人
	町民運動会開催回数		0 回	0 回	1 回
	⑦-1 文化の振興	文化サークル団体、加入者数	23 団体 250 人	24 団体 220 人	24 団体 250 人
		町総合文化ホール利用者数	43,000 人	35,000 人	45,000 人
	⑦-2 文化財の保護、活用	町、県、国文化財数	55 件	81 件	91 件
	⑧国際化、交流活動の 推進	国際交流員、外国語指導助手人数	2 人	2 人	3 人
		国際交流人口	1,000 人	1,000 人	1,000 人
⑨環境保全、資源の活用	ごみ年間総処理量(千人当たり)	300 t	251 t	250 t	
	一般廃棄物リサイクル率	27.0%	28.0%	35.0%	
【第4章】 “連携による 効率的な”町	①情報化の推進	携帯端末情報提供システム	0 システム	5 システム	5 システム
	②計画的な自治体経 営の推進	職員数の削減	103 人	99 人	95 人
		③広域連携の推進	定住自立圏構想協定実施項目	0 項目	40 項目

